

組合員の皆さまへ

扶養状況確認調査(検認)の実施について

標題について、地方公務員等共済組合法施行規程第97条に基づき、当組合の被扶養者の認定基準を満たしているかを確認するため、次のとおり扶養状況について調査(以下「検認」という。)を実施します。

つきましては、「扶養状況確認調査票」(以下「調査票」という。)を提出期限までにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、検認に関するお問合せについては、
「株式会社フューチャー・コミュニケーションズ コールセンター」へお願いします。

記

調 査 対 象 者：基準日(令和7年7月1日)現在に、被扶養者に認定されている方で、
同居の父母・義父母及び同居の子(平成15年4月1日以前生まれ)のうち、
当組合で指定する方

調 査 対 象 期 間：令和6年7月1日～令和7年6月30日

提 出 物：調査票及びそれに伴う添付書類(※詳細は「提出書類のご案内」参照)

提 出 期 限：所属の検認集約担当者が定める日

提 出 先：所属の検認集約担当者まで

問 合 せ 先：株式会社フューチャー・コミュニケーションズ コールセンター
0800-666-0028 (大阪市職員共済組合検認専用)
令和7年6月26日(木)～7月31日(木)9:00～19:00 ※但し、土日祝日を除く

注 意 事 項 等

- ・ 検認にあたり、大阪市職員共済組合のホームページにて被扶養者認定の収入条件等を再度ご確認ください。次の①、②に該当する場合は検認対象外となりますので、「調査票」のみ必要事項を記入のうえ提出してください。

また、次の①、②の事実について届出をされていない方は、「被扶養者申告書」にて速やかに所属所(市長部局にあっては総務事務センター)を通じて届出をしてください。「被扶養者申告書」には事実を確認するための添付書類が必要です。

①被扶養者の同(別)居の届出状況に変更があり、当該異動日が検認の基準日(令和7年7月1日)以前である場合

②被扶養者の認定基準を満たさないことが判明し、当該事実発生日が検認の基準日(令和7年7月1日)以前である場合

※同(別)居日または事実発生日が令和7年7月2日以降の方は検認対象者となります。

- ・ 提出期限を過ぎても「調査票」の提出がない場合や提出書類に不備があり扶養状況が確認できない場合は、令和6年7月1日まで遡って対象被扶養者の健康保険にかかる資格が無効(資格喪失)となります。
- ・ 検認により、被扶養者の認定基準を満たさないことが判明した場合は「認定不可」通知を送付します。基準を満たさなくなった日(事実発生日)まで遡って資格喪失となります。

「個人情報保護の取り組み」、「被扶養者認定取扱基準」及び「被扶養者申告書」については、
大阪市職員共済組合ホームページ  <https://www.city-osaka-kyosai.or.jp> をご参照ください。

【 提出書類のご案内 】

調査対象被扶養者にかかる書類を提出してください。

下記の「提出書類」を所属の検認集約担当者へご提出ください。提出前に、提出もれがないか再度ご確認をお願いします。

※ 提出された書類は返却できませんのであらかじめご了承ください。

※ 各種証明書の交付手数料につきましては、組合員様にてご負担をお願いします。

※ 併せて、4頁の「検認 Q&A 」もご参照ください。

被扶養者の状況	提出書類/注意事項
必須書類 (全員必要)	A 「調査票」 <原本> 【 いつ 】 令和7年7月1日時点の状況のもの 【 目的 】 令和6年7月1日～令和7年6月30日までの被扶養者の状況を確認します。 【 交付先 】 同封 【 注意点 】 記入例を参考にもれなく記入してください。
	B 被扶養者の「住民票の写し（世帯全員、続柄入）」 <原本>（個人番号の記載がないもの） 【 いつ 】 発行日が令和7年6月1日以降のもの 【 目的 】 氏名・生年月日・同居別居・他の扶養義務者の有無等を確認します。 【 交付先 】 被扶養者の住民票登録地の市区町村役場 【 注意点 】 続柄は省略しないでください。 ※ 被扶養者が複数いる場合、同一世帯であれば提出は1通で可。 世帯全員分かつ続柄入のものを取得してください。 
	C 被扶養者の「課税（所得）証明書」または「非課税証明書」 <原本> ※令和7年度の年齢が16歳以上の被扶養者に限る 【 いつ 】 令和7年度のもの 【 目的 】 令和6年中の収入の種類を確認し、提出していただく書類を把握します。 【 交付先 】 被扶養者が令和7年1月1日にお住まいだった市区町村役場 【 注意点 】 - 市区町村役場によって証明書の名称が異なる場合があります。 - 令和6年1月～12月までの収入金額が証明された書類を取得してください。 - 無収入の場合は「非課税証明書」を提出してください。 「源泉徴収票」は不可です。 被扶養者のものを提出してください。  「調査票」の【cの収入金額】には『収入』の合計をご記入ください。

※所得金額ではなく収入（支払金額）をご記入ください。

※給与収入と年金収入がある場合は、合計した総収入の金額をご記入ください。

D 「給与明細書」＜コピー＞ または「給与支払証明書」＜原本＞

【いつ】令和6年7月～令和7年6月に支給されたもの（1年間分）

【目的】交通費や諸手当を含めた給与総額を確認します。

【交付先】被扶養者の勤務先（元勤務先）

- 【注意点】(1) 受取人名、支払会社名、
支払年月、総支給額がわかるものが必要です。
- (2) 同封の「給与支払証明書」は、
勤務先に所定の様式がない場合にご利用ください。
- (3) 調査対象期間に退職している場合は、
退職した勤務先のものも必要です。

給与収入
がある方

給与明細書を保管していなかった場合は勤務先から再発行してもらうか、
同封の「給与支払証明書」の作成を勤務先に依頼してください。

《特例措置》

人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動により、調査対象期間の収入基準額
が超過している被扶養者は、事業主からの証明書を合わせて提出してください。

様式：「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」

E 年金の金額がわかるもの＜コピー＞

【いつ】令和6年7月～令和7年6月に支給されたもの（1年間分）

【目的】支給されたすべての年金の額を確認します。

※所得税や介護保険料等が控除される前の金額です。

【交付先】日本年金機構、共済組合等

- 【注意点】(1) 「年金額改定通知書」や「年金振込通知書」等、受給権者
氏名、合計年金額(年額)がわかるものを提出してください。
- (2) 「源泉徴収票」は不可です。
- (3) 年金収入には、「課税(所得)証明書」に
記載されない非課税年金(障害・遺族)を含みます。

年金収入
がある方

被扶養者の年金の受給状況をよく確認してください。

F 「確定申告書類一式」(「収支内訳書」等経費の内訳が確認できるものを含む)＜コピー＞

【いつ】令和6年分

【目的】自営業の収入、不動産収入、株収入等の

収入があった場合、その総額を確認します。

【交付先】税務署

- 【注意点】(1) 「収支内訳書」や「青色申告決算書」を含む
全ての書類を提出してください。
- ※株の場合は「配当計算書」や「明細書」等です。
- (2) 確定申告をされていない方は、
令和6年7月～令和7年6月までの
総収入がわかるものを提出してください。

個人収入
がある方事業収入
不動産収入
株収入等

令和6年分の確定申告時に提出したすべての書類を提出してください。

【 G について 】

日額が 3,612 円（障害年金受給者または60歳以上の方は5,000円）以上の給付を受けていた場合は、必要事項を記入のうえ「調査票」のみご提出いただき、速やかに減員手続きを行ってください。

被扶養者の状況

提出書類/注意事項

- G** ①「雇用保険受給資格者証」＜コピー＞
 ②「育児休業手当金支給決定通知書」＜コピー＞
 ③「傷病（出産）手当金支給決定通知書」＜コピー＞
 【いつ】令和6年7月以降のもの
 【目的】手当金の受給期間と受給金額を確認します。
 【交付先】手当金の支給実施機関
 ＜①②ハローワーク ③協会けんぽまたは共済組合＞
 【注意点】令和6年7月以降の受給期間、
 給付日額がわかるものを提出してください。

各種手当金を
受給している方

全ページ分のコピーを提出してください。

- H** 退職日のわかるもの＜コピー＞
 【いつ】令和6年1月1日以降のもの
 【目的】「課税（所得）証明書」に限度額以上の
 収入があった場合、その給与収入がなくなったこと、
 及び令和6年7月1日～令和7年6月30日の間に
 退職し、その退職日以降の給与収入がないことを
 証明する必要があるため。
 【交付先】元勤務先
 【注意点】退職日の記載がある「源泉徴収票」や「離職票」や
 「退職日証明書」等を提出してください。
 ※元勤務先が複数ある場合は、すべて必要です。

令和6年1月1日
以降に退職
または廃業した方

退職日を確認します。

- I** 廃業したことがわかるもの＜コピー＞
 【いつ】令和6年1月1日以降のもの
 【目的】廃業した日以降の収入がないことを確認します。
 【交付先】税務署または都道府県税事務所
 廃業した日がわかるものを提出してください。

調査対象者の
被扶養者に
配偶者がいる方

- J** 被扶養者の配偶者の「課税（所得）証明書」または「非課税証明書」＜原本＞
 【いつ】令和7年度のもの
 【目的】夫婦相互扶助の観点から父母や婚姻している子等の夫婦双方の収入を確認し、
 被扶養者となれるかの判断をします。
 【交付先】被扶養者の配偶者が令和7年1月1日にお住まいだった市区町村役場
 【注意点】 **C** を参照

※ 被扶養者の配偶者に収入がある方（あった方を含む）は **D** ～ **I** を参照し、
 被扶養者の配偶者の状況に該当する書類を提出してください。

検認 Q & A

《全体》

Q1. 調査対象となった理由を教えてください。

当組合で行う検認は、毎年対象者を定めて行っていますが、今年度は、当組合が指定する「同居の父母・義父母」及び「同居の子（平成15年4月1日以前生まれ）」を調査対象者として定めています。

Q2. 提出期限までに必要書類をすべて揃えることができません。どうしたらいいですか？

提出期限までに「調査票」を提出してください。 後日、不足書類の提出依頼文書を送付しますので、速やかに不足書類をご提出ください。

Q3. 検認に必要な書類を提出しない場合はどうなりますか？

被扶養者として認定基準を満たしていても、地方公務員等共済組合法施行規程第97条の規定により、令和6年7月1日まで遡って対象被扶養者の健康保険にかかる資格が無効（資格喪失）となります。資格喪失日以降に医療機関等で受診した場合は、当組合が負担した医療費等を返還していただくことになりますので、検認へのご協力をお願いします。

Q4. 被扶養者の収入の増加により認定基準を満たしていないことが判明しました。「調査票」の提出は必要ですか？

①減員日が令和7年7月2日以降の場合は、検認対象者となりますので、「調査票」および添付書類をご提出ください。

②減員日が令和7年7月1日以前の場合は、検認対象外となりますので、「調査票」のみ必要事項を記入のうえご提出ください。

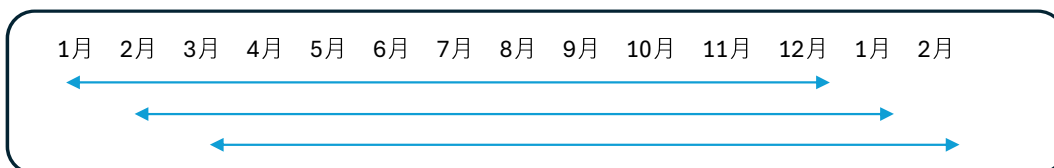
なお、①、②どちらの場合も、減員の届出が未提出の場合は、速やかに所属所（市長部局にあっては総務事務センター）を通じて「被扶養者申告書」にて届出をしてください。

《被扶養者の収入》

Q5. 被扶養者の収入の考え方を教えてください。

「将来に向かって1年間に見込まれる恒常的な収入（交通費や諸手当を含む）」が130万円未満（障害年金受給者または60歳以上の方は、年間収入180万円未満）（※）、かつ当該収入が組合員の収入の二分の一未満であることが収入基準となります。

※ 1月1日から12月31日までの年間収入ではありません。



どの期間の1年間をとっても常に基準収入を満たさなければなりません。

給与所得等の収入がある場合	月額 108,334 (150,000)円未満
雇用保険等の収入がある場合	日額 3,612 (5,000)円未満

() 内は、障害年金受給者または60歳以上の方

Q6. 被扶養者の収入とはどのようなものがありますか？

給与(交通費や諸手当を含む)、年金収入、事業収入、利子収入、配当収入、不動産収入、雑収入など課税非課税にかかわらず、すべての収入が対象になります。

注1) 年金を受給しながら、就労(アルバイトやパート)している方は、年金の収入と給与の収入を合わせた額が被扶養者の収入となります。

注2) 事業収入は、収入金額から売上原価のみ控除した金額で判断し、経費は認められません。(税法上の所得ではありません。)

【主な収入の種類】

給与収入	給料、賃金、賞与など (交通費を含み、所得税控除前の総支給額を確認します。)
年金収入	厚生年金、国民年金、共済年金、遺族年金、障害年金、個人年金、企業年金、恩給など
事業収入	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、医業、株の売買などから生じる収入
不動産収入	家賃、地代、権利金など
利子収入	公社債及び預貯金の利子など
配当収入	株式の配当金など
雑収入	原稿料、執筆料、講師謝金、講演料、出演料、印税など
その他の収入	雇用保険失業給付金、育児休業手当金、傷病(出産)手当金など

Q7. 給与明細で被扶養者の収入を確認したところ認定基準を超過する月がありましたが、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動でした。勤め先から「年収の壁の特例措置」に該当すると聞いていますが、検認の提出書類は何か必要ですか？

被扶養者の収入確認に当たって年額130万円又は180万円以上の収入が見込まれる場合であっても、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である場合、特例的な措置として、事業主(勤務先)の証明を添付することで被扶養者認定が可能となることがあります。検認には他の書類と合わせて「事業主からの証明書」(指定様式)を提出してください。

指定様式:「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」

(大阪市職員共済組合HP>短期給付>被扶養者認定の収入条件に掲載)

注) 特定の事業主と雇用関係にない場合(フリーランスや自営業者など)は、今回の措置の対象外です。

《他の扶養義務者》

Q8. 被扶養者にかかる他の扶養義務者とは具体的に誰を指しますか？

他の扶養義務者の例

- 1) 父(母)を扶養する場合、父(母)の配偶者及び子
- 2) 子を扶養する場合、配偶者(現在配偶者でない子の父(母)を含む)

Q9. 母を扶養しています。扶養していない父の収入に関する書類の提出が必要となるのはなぜですか？

認定対象者に配偶者がいる場合は、夫婦間における相互扶助義務が他の親族における相互扶助義務より優先します。そのため、夫婦の合計収入を確認し、その額が当組合の収入基準を超えていないことを確認する必要があります。

〔収入基準〕

	認定対象者とその配偶者の収入合計	認定対象者の収入	認定可否	配偶者の収入	認定可否
認定対象者が(B) その配偶者が(B)	260万円未満	130万円未満	○	130万円未満	○
		130万円未満	○	130万円以上	×
	260万円以上		×		×
認定対象者が(A) その配偶者が(B)	310万円未満	180万円未満	○	130万円未満	○
		180万円未満	○	130万円以上	×
	310万円以上		×		×
認定対象者が(A) その配偶者が(A)	360万円未満	180万円未満	○	180万円未満	○
		180万円未満	○	180万円以上	×
	360万円以上		×		×

(A)障害年金受給者または60歳以上の方

(B)A以外の方

記入例

扶養状況確認調査票

必ずご提出ください

【5行コード】

【記号 - 番号】

【組合員氏名】

【No.】 (/)

様

■組合員情報 ※令和7年7月1日時点の状況をご記入ください。

組合員氏名	共済 太郎
居住地	(現に住んでいるところ)〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
電話番号	(職場または居間の連絡先) 06-6208-7591

書類に不備等があった場合、連絡することがあります。必ずご記入ください。

■被扶養者情報※令和7年7月1日時点の状況をご記入ください。

被扶養者氏名	共済 花子	左記の方の配偶者	有 ☐ 無 ☒	居住地	(現に住んでいるところ)〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
生年月日	平成13年12月1日	続柄	子		

住民票上の住所ではなく、現に住んでいる住所を記入してください。

【減員または同居（別居）の手続き状況】

事実発生日が令和7年7月1日以前に減員となる方、または同居・別居の状況に変更がある方は、下記を記入し「調査票（本紙）」のみご提出ください。該当する方は手続き状況に☑をし、日付を記入してください。

☐ 減員	☐ 提出済	☐ 届出(予定)日	年 月 日
☐ 同居・別居	☐ 提出予定	☐ 事実発生日	年 月 日

※事実発生日が令和7年7月2日以降の場合は、扶養状況確認調査の対象となります。

取得した「課税（所得）証明書」の収入額をご記入ください。

【提出書類確認】

該当状況	提出書類	収入状況等
	被扶養者の状況に応じた提出書類に☑をして、書類をご用意ください。	収入状況等を記入してください。収入がない場合は「0」と記入してください。
必須書類① (全員必要)	☒ A：扶養状況確認調査票 <本紙> ☒ B：住民票の写し <原本> ☒ C：課税(所得)証明書または非課税証明書(令和7年度) <原本>	— — [Cの収入金額] 1,070,000 円 / 年
給与収入がある方	☒ D：給与明細 <コピー> または給与支払証明書 <原本> (令和6年7月～令和7年6月支給分)	②【支給実績月額で割った平均額】 79,500 円 / 月 令和6年7月1日以降に働き始めた日を記入(複数記入可) 令和 年 月 日 ・ 令和 年 月 日 ※提出できない理由 (令和6年0月は勤務がなかったため)
年金収入がある方	☐ E：年金の金額がわかるもの <コピー> (令和6年7月～令和7年6月支給分)	③【種類に☑と支給実績月額で割った平均額】 ☐ 老齢・ ☐ 障害・ ☐ 遺族・ ☐ 企業・ ☐ 個人 円 / 月
事業収入・不動産収入・株収入等がある方	☐ F：確定申告書類一式 <コピー> (令和6年分)	④【種類に☑と支給実績月額で割った平均額】 ☐ 事業収入・ ☐ 不動産収入・ ☐ 株収入・ ☐ その他 円 / 月
雇用保険失業給付を受給している方	☐ G ①：雇用保険受給資格者証 <コピー>	⑤【日額 × 30日の金額】 円 / 月
育児休業手当金を受給している方	☐ G ②：育児休業手当金支給決定通知書 <コピー>	⑥【日額 × 30日の金額】 円 / 月
傷病(出産)手当金を受給している方	☐ G ③：傷病(出産)手当金支給決定通知書 <コピー>	⑦【日額 × 30日の金額】 円 / 月
令和6年1月1日以降に退職または廃業した方	☐ H：退職日のわかるもの <コピー> ☐ I：廃業したことがわかるもの <コピー>	【令和6年1月1日以降退職または廃業した方】 ☐ 退職・ ☐ 廃業 年 月 日 ☐ 退職・ ☐ 廃業 年 月 日

1カ月平均の給与収入額（交通費含む）をご記入ください。

令和6年7月から令和7年6月までの収入額確認書類が出せない場合は、その理由をご記入ください。

全ての年金額を合算し、1カ月の平均額を計算してご記入ください。
※65歳以上の方で年金を受給していない場合は、受給していない理由（「繰り下げ申出」など）を余白にご記入ください。

「収支内訳書」や「青色申告決算書」を含む全ての書類を提出してください。

該当する場合、退職か廃業どちらかに☑チェックし、日付をご記入ください。

■調査対象者の被扶養者に配偶者がいる場合

被扶養者に配偶者がいる方(必須書類)	☐ J：課税(所得)証明書 または非課税証明書(令和7年度) <原本>	[Jの収入金額] 円 / 月
被扶養者の配偶者に収入がある方(あった方を含む)	他の扶養義務者の状況に該当するものを上記 D～I を参照のうえ、下記に☑を入れ該当する書類をすべて提出してください。 ☐ D ☐ E ☐ F ☐ G ☐ H ☐ I	

【注】提出書類は、上から次の順に重ねて、左上1カ所ホチキス止めした上でご提出ください。

① A「調査票」→ ② B「住民票」→ ③ C「課税（非課税）証明書」→ ④ D～G「収入額確認書類」→ ⑤ H・I「退職日等確認書類」→ ⑥ 他の扶養義務者にかかる確認書類

各種手当金

日額が3,612円（障害年金受給者または60歳以上の方は5,000円）以上の給付を受けていた場合は、速やかに減員手続きを行ってください。

調査対象者の被扶養者に配偶者がいる場合は、必ず収入確認のための書類を提出してください。